平成 28 年台風第 10 号

関連の施策

○被災者転居費用支援(環境生活課) 100 万円

応急仮設住宅などの避難先から宮古市内の新居に転居した被災者に、引っ越し代を補助します。

- ○被災後期高齢者医療給付(総合窓口課) 780 万円 被災した後期高齢者医療制度被保険者に対し医療費給付事業を行います。
- ○被災者すまいの再建促進(福祉課) 1,000 万円

居住する住宅が全壊または半壊以上の被害を受け解体した被災者が、宮古市内で住宅の建設・購入を行う場合、最大200万円の補助金を交付します。国・県の住宅再建支援制度に加え、市単独の本事業を実施することで住宅再建のさらなる促進を図ります。

○災害援護事務(福祉課) 518 万円

災害弔慰金などの支給を行います。

○被災中小企業者支援 (産業支援センター) 1,400 万円

被災中小企業者などが早期の事業再開や安定経営に向けて、設備の貸与を受ける場合に補助します。 また、融資を受けた際の利子などを補助します。

- ◆被災中小企業者対策設備貸与事業補助金
- 被災中小企業者対策資金利子等補助金
- ○生活再建住宅支援(都市計画課)
 200 万円

被災した住宅の早期復旧のため、宅地の復旧などに要した費用への助成を行います。

○被災者定住促進住宅建築利子補給(建築住宅課) 600 万円

居住する住宅が全壊または半壊以上の被害を受け解体した被災者が、市内に住宅を新築・購入する場合、住宅ローンの利子に対し最大 457 万円を補助します。

○公共土木施設の災害復旧 (建設課) 10 億 302 万円

被災した市道などの災害復旧工事を行います。

○復興住宅地域木材利用促進 (農林課) 280 万円

地域木材の利用を推進するため、一定割合以上の地域材を使用して新築または増築する住宅に補助します。また被災された方が再建する住宅には加算して補助します。

- ◆住宅 1 棟あたりの補助金額=【被災された方】100 万円
- ○**就学援助(小・中学校**)(学校教育課) 536 万円 被災した児童・生徒の保護者に対して、学用品費や給食費などを援助します。
- ○水道施設災害復旧 (上下水道部施設課) 1,740 万円 被災した地域で水道施設 (新里簡易水道)の復旧工事を行います。